

平成22年6月14日

大臣官房総務課情報公開文書室

(担当・内線) 室長 小林 洋子

室長補佐 大村 良平

(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

(地方自治体からの要望等)

再掲

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

地方自治体からの要望等について内容をまとめましたので、再掲としてお知らせいたします。

(平成22年6月4日から平成22年6月10日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告
(地方自治体からの要望等)(10/06/14)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方自治体・本省受付分)

平成22年6月4日～6月10日受付分

(単位:件)

組織名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
行政相談室 (各部局に属さないもの)	0	0	0	0	0	0
大臣官房	0	0	0	0	0	0
統計情報部	0	0	0	0	0	0
医政局	0	0	0	0	0	0
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	0	0	0	0	0	0
職業安定局	0	0	0	0	0	0
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	0	210	0	0	0	210
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	7	0	2	2	11
保険局	0	0	0	0	0	0
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0
日本年金機構	0	0	0	0	0	0
合計	0	217	0	2	2	221

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	1
制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	2
法令遵守違反に関するもの	0
その他	218

国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

平成22年6月4日～6月10日受付分

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局総務課長補佐 重元博道(内7817) 電話:03-3595-2491 FAX:03-3595-2668

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	210件	0件	0件	0件	210件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	209件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	子ども手当の外国人関係等(個別ケースを含む)についての申請手続や認定書類等の照会。		事実や制度を説明しました。
2	平成20年度に各都道府県に創設した「妊婦健康診査支援基金」を平成23年度以降も継続できるようにしたい。(都道府県からの要望)		妊婦健診の平成23年度以降の対応については、妊婦健診が適切に実施されるよう、実施主体である市区町村における妊婦健診の実施・定着状況を踏まえつつ、今後、検討することとしている旨をご説明いたしました。
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

平成22年6月4日～6月10日受付分

部局(課室)名	老健局	
照会先	総務課企画官 総務課企画法令係	藤原朋子(内線3911) 鈴木敦士(内線3919)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	7件	0件	2件	2件	11件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	2件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	9件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	居宅療養管理指導について、医療での訪問診療を行った日しか算定はできないのかとの照会をいただきました。		御照会の内容につき、その通りである旨説明しました。
2	医療保険で往診料、歯科訪問を算定する際、医療機関から患者の所在地の距離は16km以内とされているが、居宅療養管理指導ではどうなるのかとの照会をいただきました。		居宅療養管理指導は医療の訪問診療に合わせて訪問することを算定要件としているため、16km以内である旨説明しました。
3	訪問リハビリテーションではケアプラン上、1日のうちに連続して40分以上のサービス提供を行った場合、2回分のサービス提供であると位置づけられておれば、2回分のサービス提供として算定できるが、40分の中で20分毎に違う内容のリハビリを行う必要があるかとの照会をいただきました。		御照会の内容につき、違う内容のリハビリを行う必要はない旨説明しました。
4	訪問リハビリテーションに1週間での上限時間は存在するのかとの御照会を頂きました。		時間での上限は設けておらず、1週間で6単位までとしている旨伝えました。
5	リハビリテーションマネジメント加算の算定において月8回リハビリを実施するとあるが、事業所の工事の関係で1回だけサービスの提供ができなかった場合、やむを得ない事情に該当するかとの照会をいただきました。		御照会の内容につき、該当しない旨説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応
		分類 概 要
6	市町村のご担当者から、平成21年3月に地方自治体に対して行われた、特別養護老人ホーム整備に対する補助制度についての調査結果について教えてもらいたいとのご連絡をいただきました。	内容を確認し、調査結果のデータを提供しました。
7	都道府県のご担当者から、地方分権改革の関係で、人員・設備・運営基準の内容について、従うべき基準の内容を教えていただきたいとご質問をいただきました。	従うべき基準として、人員基準、居室面積基準、施設利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定を予定している旨説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。